

○熊本県ふぐ取扱条例施行規則

(昭和 33 年 10 月 18 日規則第 28 号)

改正 昭和 56 年 9 月 21 日規則第 45 号 平成 8 年 3 月 29 日規則第 27 号
平成 9 年 3 月 31 日規則第 33 号 平成 11 年 3 月 31 日規則第 16 号
平成 12 年 3 月 31 日規則第 5 号 平成 14 年 3 月 25 日規則第 15 号
令和 3 年 3 月 31 日規則第 21 号

熊本県ふぐ取扱条例施行規則を公布する。

熊本県ふぐ取扱条例施行規則

(目的)

第 1 条 この規則は、熊本県ふぐ取扱条例(昭和 33 年熊本県条例第 27 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(書類の提出)

第 2 条 この規則により知事に提出する書類は、熊本県保健所長を経由しなければならない。ただし、住所が県外にある場合は、この限りでない。

2 前項の書類は、第 7 条のふぐ処理師試験受験願書を除き、全て正副 2 通とする。

(免許の申請)

第 3 条 条例第 5 条の規定によりふぐ処理師の免許を受けようとする者は、ふぐ処理師免許申請書(別記第 1 号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 熊本県ふぐ処理師試験に合格したことを証する証書の写し又は他の都道府県知事等が食品衛生法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 23 号)別表第 17 第 1 号へに規定するふぐの種類を鑑別に関する知識及び有毒部位を除去する技術等を有すると認める者であることを証する書面の写し
- (2) 視覚若しくは精神の機能の障害又は麻薬、あへん、大麻若しくは覚せい剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書
- (3) 住民票の写し
- (4) 写真 2 葉(申請前 3 月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦 3.5 センチメートル、横 2.6 センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したものに限る。第 7 条において同じ。)

(免許証の様式等)

第 4 条 条例第 6 条第 1 項に規定するふぐ処理師免許証(以下「免許証」という。)の様式は、別記第 2 号様式によるものとする。

2 条例第 6 条第 2 項に規定する規則で定める事項は、条例第 8 条の規定によるふぐ処理師試験(以下「試験」という。)の合格番号とする。

(免許証の書換え申請等)

第 5 条 条例第 7 条第 1 項の規定による免許証の書換の申請は、ふぐ処理師免許証書換え申請書(別記第 3 号様式)により行うものとする。

2 条例第7条第2項の規定により免許証の再交付を受けようとする者は、ふぐ処理師免許証再交付申請書(別記第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(試験の科目)

第6条 条例第8条第2項の筆記試験の科目は、次のとおりとする。

(1) 水産食品の衛生に関する知識

(2) ふぐに関する一般知識

2 条例第8条第2項の実地試験の科目は、ふぐの処理とする。

(受験手続)

第7条 試験を受けようとする者は、ふぐ処理師試験受験願書(別記第5号様式)に、履歴書及び写真2葉を添えて、知事に提出しなければならない。

(合格者の公示等)

第8条 知事は、試験に合格した者の氏名を公示し、合格した者にふぐ処理師試験合格証書(別記第6号様式)を交付する。

(不正行為に対する処分)

第9条 試験に関し不正行為があった場合には、当該不正行為に関係のある者について、その試験を停止し、又はその合格を無効とする。

(免許証の返還等)

第10条 ふぐ処理師は、条例第7条第2項の規定により免許証の再交付を受けた後、失った免許証を発見したときは、これを10日以内に、知事に返還するものとする。

2 ふぐ処理師は、条例第10条第1項又は第2項の規定により免許の取消処分を受けたときは、免許証を10日以内に知事に返還するものとする。

3 ふぐ処理師が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)に規定する届出義務者は、免許証を1月以内に知事に返還するものとする。

4 ふぐ処理師は、条例第10条第2項の規定により業務の停止処分を受けたときは、免許証を10日以内に知事に提出するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年9月21日規則第45号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県ふぐ取扱条例施行規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県ふぐ取扱条例施行規則に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則(平成8年3月29日規則第27号)

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県ふぐ取扱条例施行規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県ふぐ取扱条例施行規則の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則(平成9年3月31日規則第33号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月31日規則第16号)

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の(中略)熊本県ふぐ取扱条例施行規則(中略)(以下「墓地、埋葬等に関する法律施行細則等」という。)の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の墓地、埋葬等に関する法律施行細則等の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則(平成12年3月31日規則第5号)抄

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行(中略)する。

附 則(平成14年3月25日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月31日規則第21号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第7条中熊本県衛生事務に関する委任規則第1条第1項第30号及び第2条第5号の改正規定 公布の日
 - (2) 第1条、第3条及び第5条の規定 令和3年4月1日
(経過措置)
- 2 熊本県食品衛生基準条例等の一部を改正する等の条例(令和2年熊本県条例第45号。以下「改正条例」という。)附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる改正条例第2条の規定による改正前の熊本県ふぐ取扱条例(昭和33年熊本県条例第27号)第10条第2項から第4項まで及び第13条第3項の規定の適用については、第4条の規定による改正前の熊本県ふぐ取扱条例施行規則(以下「旧ふぐ取扱条例施行規則」という。)第2条第2項、第11条、第13条及び別記第8号様式から別記第10号様式までの規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。この場合

において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

旧ふぐ取扱条例施行規則第2条第2項	第10条又は第11条第2項 書類は	第11条第2項 書類は、正副2通とし
旧ふぐ取扱条例施行規則第11条第1項	条例第10条第1項	熊本県食品衛生基準条例等の一部を改正する等の条例（令和2年熊本県条例第45号）附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第2条の規定による改正前の熊本県ふぐ取扱条例（昭和33年熊本県条例第27号。以下この条において「旧ふぐ取扱条例」という。）第10条第2項
旧ふぐ取扱条例施行規則第11条第2項	条例第10条第4項	旧ふぐ取扱条例第10条第4項
旧ふぐ取扱条例施行規則第11条第3項	条例第10条第4項	旧ふぐ取扱条例第10条第4項
旧ふぐ取扱条例施行規則第13条第1項	前条	第10条
旧ふぐ取扱条例施行規則別記第8号様式	熊本県ふぐ取扱条例	熊本県食品衛生基準条例等の一部を改正する等の条例（令和2年熊本県条例第45号）第2条の規定による改正前の熊本県ふぐ取扱条例
旧ふぐ取扱条例施行規則別記第9号様式及び別記第10号様式	熊本県ふぐ取扱条例 同条例	熊本県食品衛生基準条例等の一部を改正する等の条例（令和2年熊本県条例第45号）附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第2条の規定による改正前の熊本県ふぐ取扱条例 熊本県ふぐ取扱条例

- 3 改正条例附則第5項の規定によりなおその効力を有することとされる改正条例第5条の規定による廃止前の熊本県特定食品衛生条例（昭和50年熊本県条例第25号。以下「旧特定食品衛生条例」という。）第2条第1項及び第2項（第2号及び第3号を除く。）、第3条の2第2項、第8条並びに第9条第1項の規定の適用については、第6条の規定による廃止前の熊本県特定食品衛生条例施行規則（以下「旧特定食品衛生条例施行規則」という。）第2条第3項、第3条から第5条まで、第8条及び別記第2号様式の2から別記第5号様式までの規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

旧特定食品衛生条例施行規則第2条第3項	条例	熊本県食品衛生基準条例等の一部を改正する等の条例（令和2年熊本県条例第45号）附則第5項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第5条の規定による廃止前の熊本県特定食品衛生条例（昭和50年熊本県条例第25号。次条から第5条までにおいて「旧特定食品衛生条例」という。）
旧特定食品衛生条例施行規則第3条	条例	旧特定食品衛生条例
	製造所若しくは店舗の所在地又は主たる行商地域	製造所の所在地
	する。この場合において、食品行商の許可を受けた者が変更の届出をするときは、当該変更届に行商許可証を添付し、当該行商許可証の記載事項について書換えを受けなければならない。	する。
旧特定食品衛生条例施行規則第4条	条例	旧特定食品衛生条例
	製造所若しくは店舗の所在地又は主たる行商地域	製造所の所在地
旧特定食品衛生条例施行規則第5条	条例第9条	旧特定食品衛生条例施行規則第9条第1項
	製造所若しくは店舗の所在地又は主たる行商地域	製造所の所在地
旧特定食品衛生条例施行規則別記第2号様式の2	熊本県特定食品衛生条例	熊本県食品衛生基準条例等の一部を改正する等の条例（令和2年熊本県条例第45号）附則第5項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第5条の規定による廃止前の熊本県特定食品衛生条例
旧特定食品衛生条例施行規	熊本県特定食品衛生条例	熊本県食品衛生基準条例等の一部を改正する等の条例（令和2年熊本県条例第45号）附則第5項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第5条の規定による廃止前の熊本県

則別記 第3号 様式		特定食品衛生条例
	製造所若しくは店舗の所在地 又は主たる行商の地域	製造所の所在地
	製造所又は店舗	製造所
旧特定 食品衛 生条例 施行規 則別記 第5号 様式	特定食品衛生条例第9号	熊本県食品衛生基準条例等の一部を改正する等の条例（令和2年熊本県条例第45号）附則第5項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第5条の規定による廃止前の熊本県特定食品衛生条例第9条第1項
	製造所若しくは店舗の所在地 又は主たる行商の地域	製造所の所在地
	製造所又は店舗	製造所

- 4 改正条例附則第5項の規定によりなおその効力を有することとされる旧特定食品衛生条例第3条の2第2項、第8条第1項及び第9条第1項の規定による届出の受理、旧特定食品衛生条例第8条第2項の規定による検査、旧特定食品衛生条例第10条の規定による勧告並びに旧特定食品衛生条例第11条の規定による監督処分に関する事務については、第7条の規定による改正後の熊本県衛生事務に関する委任規則第1条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる旧ふぐ取扱条例施行規則第10条及び第11条第3項の規定による申請の受付並びに旧ふぐ取扱条例施行規則第13条の規定による登録証の返還の受付に関する事務の処理については、第8条の規定による改正後の熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別記第1号様式(第3条関係)

[別紙参照]

別記第2号様式(第4条関係)

[別紙参照]

別記第3号様式(第5条関係)

[別紙参照]

別記第4号様式(第5条関係)

[別紙参照]

別記第 5 号様式(第 7 条関係)

[別紙参照]

別記第 6 号様式(第 8 条関係)

[別紙参照]